

ID: 229

担当部署: 都市整備課

処分の概要	駐車場の使用料の減免等		
例規名 根拠条項	高根沢町営住宅管理条例 第57条第2項		
例規番号	平成9年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第57条の規定による。 (使用料)</p> <p>第57条 駐車場の使用料は、町長が定めるものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日